

「札幌地方協力本部キャラクター羊のモコ」イラストデータ利用規程

(目的)

第1条 この規程は、「自衛隊札幌地方協力本部キャラクター羊のモコ」（以下「モコ」という。）のイラストデータの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(イラストデータに関する権利)

第2条 モコのイラストデータに関する一切の権利は、自衛隊札幌地方協力本部（以下「札幌地本」という。）に属する。

(利用の申請)

第3条 モコのイラストデータを利用しようとする者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に利用する場合、自衛隊又は札幌地本が主体となって実施するイベント等で利用する場合を除き、あらかじめ自衛隊札幌地方協力本部長（以下「本部長」という。）の許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾を受けようとする者は、利用申請書（別記様式第1号）に次の書類を添えて、本部長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) モコのイラストデータの利用状況がわかる完成見本等
- (3) その他本部長が必要と認める書類

(利用の許諾)

第4条 本部長は、前条の利用申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が札幌地本の行う業務の推進や自衛隊及び札幌地本のPRに寄与すると認めるときは、利用の許諾（以下「利用許諾」という。）をすることができる。この場合において、本部長は必要があると認める場合には、モコのイラストデータの利用方法その他について、条件を付することができる。

2 本部長は、利用許諾を行ったときは、申請者と協定書（別記様式第2号）を締結する。

(利用許諾の制限)

第5条 モコのイラストデータの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、本部長は許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 自衛隊及び札幌地本の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (6) モコのイラストデータの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) モコのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) 立体物で、その表現がモコの立体物と認められない場合
- (9) モコのイラストデータの著しい変形その他モコのイラストデータの利用が適当でないと認められる場合
- (10) その他本部長が別に定める要件に該当しない場合

(利用料)

第6条 モコのイラストデータの利用料については、無料とする。

(地位の承継)

第7条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該利用者が有していた利用許諾に基づく地位を承継することができる。

(利用上の遵守事項)

第8条 第4条の規定による利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された利用内容のみに利用をすること。
- (2) 当該利用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 第4条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) キャラクターを用いた商品等の利用、宣伝又は広告に際して、モコのロゴ（別記様式第3号）を、その商品、包装、広告等に必ず明示すること。

(許諾内容の変更等)

第9条 利用者が利用許諾の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ変更申請書（別記様式第4号）を本部長に提出し、本部長の許諾を受けなければならない。

2 本部長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許諾し改めて、申請者と協定書（別記様式第2号）を締結する。

(許諾の取消し等)

第10条 本部長は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用許諾（前条の追加又は変更の許諾があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、利用者に対し、利用物件等の回収等の措置を請求することができる。利用者は、利用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 利用者がこの規程に違反した場合
- (2) 利用者が第4条の利用許諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (5) その他モコのイラストデータの利用継続が不相当であると認められた場合

2 本部長は、前項の規定による利用許諾の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 本部長は、利用者にモコのイラストデータの利用状況について報告させ、又は調査することができるものとする。

(利用の非独占性等)

第11条 この規程による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してモコのイラストデータを利用する権利を付与し、かつ、商品、利用者等について自衛隊又は札幌地本の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第12条 札幌地本は、この規程による利用許諾の申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第13条 札幌地本は、モコのイラストデータの利用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、モコのイラストデータを利用した商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、自衛隊及び札幌地本に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 利用者は、モコのイラストデータの利用に際して故意又は過失により自衛隊又は札幌地本に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を国に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第14条 本部長は、モコのイラストデータの利用許諾の状況等について、広く利用促進を図る観点から、モコのイラストデータの利用許諾の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、自衛隊札幌地方協力本部募集課が行う。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、モコのイラストデータの利用に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年11月18日から適用する。

(経過措置)

2 札幌地本は、平成26年3月31日を経過する場合において、この規程の適用の状況に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

札幌地本キャラクター羊の「モコ」利用申請書

自衛隊札幌地方協力本部長 様

平成 年 月 日

申請者	会社等名称		
	住所		〒
	代表者	職名	
		氏名	
			印

私は、札幌地方協力本部キャラクター羊の「モコ」を利用したいので、下記のとおり申請します。

記

利用形態	1 印刷物 ・ 2 立体物	
商品等の名称		
具体的な利用の方法		
デザインの変更	1 なし ・ 2 あり	
製作数量		
利用期間		
連絡先	担当者名	
	電話番号	
	E-mail	

キャラクター利用に関する協定書

_____（以下「甲」という。）と、自衛隊札幌地方協力本部（以下「乙」という。）は、平成____年____月____日付で申請のあった札幌地方協力本部キャラクター羊の「モコ」のイラストデータ利用に関して次のとおり協定する。

第 1 条（利用料）

商品の販売を目的とする場合を含め、乙は甲に対し利用に係る料金の請求は実施しない。

第 2 条（地位の継承）

甲に属する相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、甲がこの協定に基づき有する利用許諾に基づく地位を承継することができる。

第 3 条（利用上の遵守事項）

甲は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された利用内容のみに利用をすること。
- (2) 当該利用に係る物件の完成品 1 点を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 本協定により許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) キャラクターを用いた商品等の利用、宣伝又は広告に際して、利用規程に定めるモコのロゴを、その商品、包装、広告等に必ず明示すること。

第 4 条（許諾内容の変更）

甲が、利用許諾の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ変更申請書を乙に提出するものとする。

第 5 条（許諾の取消し等）

乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用許諾を取り消し、甲に対し、利用物件等の回収等の措置を請求することができる。甲は、利用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 甲が利用規程に違反した場合
- (2) 甲が本協定により乙の付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 利用規程第 5 条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (5) その他モコのイラストデータの利用継続が不相当であると認められた場合

2 乙は、前項の規定による利用許諾の取消しにより甲に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 乙は、甲に対しモコのイラストデータの利用状況について報告させ、又は調査することができる。

第 6 条（利用の非独占性等）

この協定による利用許諾は、甲が自己の商標や意匠とするなど、独占してモコのイラストデータを利用する権利を付与し、かつ、商品及び甲について自衛隊又は乙の推奨を行うものではない。

第7条（経費等の負担）

乙は、甲がこの協定に関する申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

第8条（損失補償等の責任）

乙は、モコのイラストデータの利用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 甲は、モコのイラストデータを利用した商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、自衛隊及び乙に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 甲は、モコのイラストデータの利用に際して故意又は過失により自衛隊又は乙に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を国に賠償しなければならない。

第9条（情報の公開）

乙は、モコのイラストデータの利用許諾の状況等について、広く利用促進を図る観点から、モコのイラストデータの利用許諾の状況等について情報を公開することができる。

利用に関し付与する条件等

※記載の一例

1（利用期間）

(1) イラストデータの利用期間は、許諾を受けた日から○年間とする。

(2) 期間満了後に商品等の在庫がある場合、利用内容の変更がないときは在庫がなくなるまで利用期間を延長するものとする。

（その他、申請者との協議で記載事項を詰める。）

※記載の一例

その他の合意事項

1（データの提供）

乙は、甲からの申請に基づき乙が使用を許可するイラストデータについて甲に提供する。

（その他、申請者との協議で記載事項を詰める。）

この協定を証するため、本書を2通作成して、甲乙双方署名捺印の上、各自その1通を保持するものとする。

平成 年 月 日

会社名

甲 住所

氏名

印

官職 自衛隊札幌地方協力本部長

乙 所在地 札幌市中央区北4条西15丁目1

氏名

印

札幌地本キャラクター
羊の「モコ」

- ※ 文字色、背景色及び書体は適宜とする。
- ※ イラストの寸法の1/2以上の大きさとする。

札幌地本キャラクター羊の「モコ」変更申請書

自衛隊札幌地方協力本部長 様

平成 年 月 日

申請者	会社等名称		
	住所		〒
	代表者	職名	
		氏名	
			印

私は、札幌地方協力本部キャラクター羊の「モコ」の利用について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

利用形態	1 印刷物 ・ 2 立体物	
商品等の名称		
具体的な利用の方法		
デザインの変更	1 なし ・ 2 あり	
製作数量		
利用期間		
連絡先	担当者名	
	電話番号	
	E-mail	